

福祉環境委員会

令和7年7月2日（水）
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】三浦委員長、肥後副委員長、
柳楽委員、串崎委員、上野委員、布施委員、川神委員

【議 長・委員外議員】

【執行部】砂川副市长

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長、棕木健康医療対策課長、
龍河子ども・子育て支援課長、小林保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、鈴木総合窓口課長、川合税務課長

【事務局】久保田書記

議 題

- 1 議案第41号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 執行部報告事項
 - (1) 野原デイサービスセンターの再開について 【地域福祉課】
 - (2) 令和7年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【保険年金課】
 - (3) 令和6年度市税収納率について 【税務課】
 - (4) 令和7年度個人住民税の当初賦課の状況について 【税務課】
 - (5) その他
(配布物)
 - ・浜田市人口状況（R7.2月末～R7.4月末現在） 【総合窓口課】
- 3 所管事務調査
 - (1) 高齢者補聴器購入費助成への申請状況等について 【健康医療対策課】
 - (2) 带状疱疹ワクチン接種状況について 【健康医療対策課】
 - (3) マイナンバーカード更新状況について 【総合窓口課・保険年金課】
- 4 その他
- 5 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）
- 6 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）
- 7 行政視察について（委員間で協議）

令和7年6月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（福祉環境委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とす る。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第41号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 について	…	1ページ
--------	--	---	------

【第1条】 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第32号）新旧対照表
（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 〔略〕 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う _____こと。	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項_____において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項_____において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 〔略〕 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

現行	改正後（案）
(2) 〔略〕 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲	(2) 〔略〕 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 <u>市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲

現行	改正後（案）
げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の</u>規定を適用しないこととすることができる。	げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の</u>規定を適用しないこととすることができる。
(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u>
〔新設〕	<u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>
〔新設〕	<u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>
(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>
3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>	5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u>
(1) <u>当該</u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>	(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u>
(2) 〔略〕	(2) 〔略〕
<u>4</u> 〔略〕	<u>6</u> 〔略〕
<u>5</u> 〔略〕	<u>7</u> 〔略〕
<u>6</u> 〔略〕	<u>8</u> 〔略〕
<u>7</u> 〔略〕	<u>9</u> 〔略〕

現行	改正後（案）
<u>8</u> 〔略〕 <u>9</u> 〔略〕 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>10</u> 〔略〕 <u>11</u> 〔略〕 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

【第2条】 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u> _____こと。 (2) 〔略〕 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 〔新設〕	（保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施する</u>こと。 (2) 〔略〕 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げ

現行	改正後（案）
〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次に</u>掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> 〔新設〕 〔新設〕 (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	<u>る要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力</u>

現行	改正後（案）
<u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 〔略〕 <u>4 〔略〕</u> <u>5 〔略〕</u> 附 則 1～3 〔略〕 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 〔略〕	<u>者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>_____家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 〔略〕 <u>6 〔略〕</u> <u>7 〔略〕</u> 附 則 1～3 〔略〕 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 〔略〕

野原デイサービスセンターの再開について

令和6年3月末以降、現指定管理者による運営を休止していた野原デイサービスセンターについて、以下のとおり再委託により再開することとなりましたので報告します。

1 再開予定時期

令和7年8月

2 再委託相手方

社会福祉法人 浜田福祉会（内村町365番地7）

（浜田市総合福祉センターの指定管理者である社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会から、指定管理業務の一部である野原デイサービスセンター事業について再委託を受け実施。）

3 事業内容の概要

- | | |
|------------|--|
| (1)サービスの内容 | デイサービス |
| (2)開設日 | 毎週月曜日～金曜日 |
| (3)利用時間 | 9時10分～16時15分 |
| (4)利用定員 | 10名 |
| (5)利用対象者 | ①要支援1～2の認定を受けた方
②基本チェックリストにより「介護予防・生活
支援サービス事業対象者」とされた方
③要介護1～5の認定を受けた方 |

令和7年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

本年度の浜田市国民健康保険料について、下記のとおり賦課しましたので報告します。

1 納付義務者（世帯数）〔6月1日現在〕

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世 帯 数	6,433世帯	6,246世帯	5,988世帯
前年度比		▲187世帯	▲258世帯
（参考）被保険者数	8,730人	8,389人	7,950人
前年度比		▲341人	▲439人

※被保険者数は、各年度5月末現在。

2 収納必要額

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当初予算時 (ア)	645,332,000円	677,902,000円	764,807,000円
当初賦課時 (イ)	698,006,459円	786,368,427円	816,179,602円
差 引 額 (イ-ア)	52,674,459円	108,466,427円	51,372,602円

※収納必要額＝事業費納付金＋その他の費用－補助金等の収入

3 賦課必要額と当初賦課額の差について

区 分	賦課必要額 (A)	当初賦課額 (B)	差 額 (B-A)
医 療 分	585,742,711円	447,483,500円	▲138,259,211円
支援金分	194,570,910円	190,949,900円	▲3,621,010円
医 療 分＋支援金分	780,313,621円	638,433,400円	▲141,880,221円
介 護 分	55,679,006円	54,628,600円	▲1,050,406円
合 計	835,992,627円	693,062,000円	▲142,930,627円

※賦課必要額＝収納必要額÷予定収納率

※今年度は国保財政調整基金を1億2,500万円取崩す予定として料率を決定しております。賦課額は年度途中の加入・脱退や所得判明等があるため、今後増減しますが、最終的に取崩し予定額で収納必要額を満たさない場合は、基金取崩し増額により対応します。

4 通知件数〔6月1日現在〕

区 分	件 数	割 合
普通徴収	口 座	4,358件 72.78%
	納付書	1,260件 21.04%
特別徴収	370件	6.18%
合 計	5,988件	100.00%

（裏面につづく）

5 通知書発送日

令和7年6月12日(木)

※6月13日(金)から6月26日(木)まで、相談窓口を開設しました。

6 国民健康保険料収納率について

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
現年度	調定額	790,433,900円	726,025,600円	699,337,100円	-
	収入済額	777,147,373円	707,187,202円	682,253,189円	-
	還付未済額	2,510,534円	466,200円	491,700円	-
	収納率	98.00%	97.34%	97.49%	0.15pt
	不納欠損額	17,900円	324,825円	152,100円	-
滞納繰越	調定額	106,038,159円	93,482,998円	84,626,122円	-
	収入済額	18,105,118円	13,239,196円	12,600,630円	-
	還付未済額	0円	0円	10,800円	-
	収納率	17.07%	14.16%	14.88%	0.71pt
	不納欠損額	9,779,604円	14,444,553円	15,437,938円	-
合計	調定額	896,472,059円	819,508,598円	783,963,222円	-
	収入済額	795,252,491円	720,426,398円	694,853,819円	-
	還付未済額	2,510,534円	466,200円	502,500円	-
	収納率	88.43%	87.85%	88.57%	0.72pt
	不納欠損額	9,797,504円	14,769,378円	15,590,038円	-

令和6年度 市税収納率について（税務課）

令和6年度市税^{※1}の収納率が確定しましたので報告します。

現年度分の収納率は**99.63%**で前年度と**同ポイント**、滞納繰越分は**15.80%**で前年度に比べて**1.26ポイントの減**、合計は**98.53%**で前年度に比べて**0.10ポイントの減**でした。

令和6年度の主な取組は次のとおりです。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 口座振替の推進 | (5) 預貯金等の財産差押の強化 |
| (2) コンビニ納付の推進 | (6) 徴収指導員（元国税徴収官）による指導 |
| (3) スマホ決済による納税 | (7) 島根県との相互併任制度による共同催告 |
| (4) 夜間の電話催告・訪問臨戸 | (8) デジタル化による事務の効率 |

新たな滞納者をつくらない取組を重点とし、電話催告や臨戸により早期納付を促しました。納付がない場合は徹底した財産調査により預貯金や給与等を差し押え、滞納に充当しました。

令和6年1月からは、預貯金調査の事務負担軽減、調査期間の短縮を目的にオンラインの「預貯金等照会システム」を導入しています。また、令和6年10月からは、電話催告時に連絡が取れなかった場合などに、SMS（ショートメッセージサービス）を配信しています。

その他、生活困窮の滞納者などに対しては、財産などを調査し、滞納処分を執行停止^{※2}しています。

〈市税収納率の推移（令和3年度～令和6年度）〉

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
現年度分	調定額	7,230,906千円	7,374,202千円	9,803,777千円	9,794,981千円	▲8,796千円
	収入済額	7,200,017千円	7,346,189千円	9,767,523千円	9,758,885千円	▲8,639千円
	収 納 率	99.57%	99.62%	99.63%	99.63%	0.00%
	不納欠損額	3,421千円	911千円	1,218千円	612千円	▲605千円
滞納繰越分	調定額	264,001千円	143,600千円	120,182千円	129,919千円	9,737千円
	収入済額	127,930千円	30,834千円	20,505千円	20,523千円	17千円
	収 納 率	48.46%	21.47%	17.06%	15.80%	▲1.26%
	不納欠損額	19,677千円	19,656千円	4,718千円	8,325千円	3,607千円
合 計	調定額	7,494,907千円	7,517,802千円	9,923,959千円	9,924,900千円	941千円
	収入済額	7,327,947千円	7,377,023千円	9,788,029千円	9,779,408千円	▲8,621千円
	収 納 率	97.77%	98.13%	98.63%	98.53%	▲0.10%
	不納欠損額	23,098千円	20,568千円	5,936千円	8,938千円	3,002千円

※1 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

※2 地方税法第15条の7第4項に基づき3年間滞納処分を停止した上で、納付資力の改善が見られない場合不納欠損する制度。

令和 7 年度 個人市民税の当初賦課の状況について（税務課）

令和 7 年度の当初賦課調定額は、約 22 億 9,900 万円（前年度比 112.56%）となりました。

1 個人市民税の当初賦課の状況

	令和 7 年度	令和 6 年度	増減（R7 - R6）	前年度比
当初歳入予算額	2,280,275,000 円	2,075,258,000 円	205,017,000 円	109.88%
当初賦課調定額	2,298,910,331 円	2,042,318,812 円	256,591,519 円	112.56%
給与特別徴収	1,895,095,363 円	1,702,288,378 円	192,806,985 円	111.33%
普通徴収	389,840,827 円	331,174,282 円	58,666,545 円	117.71%
年金特別徴収	13,974,141 円	8,856,152 円	5,117,989 円	157.79%
納税義務者数	26,013 人	25,825 人	188 人	107.73%
給与特別徴収	17,745 人	17,761 人	▲16 人	99.91%
普通徴収	7,570 人	7,406 人	164 人	102.21%
年金特別徴収	698 人	658 人	40 人	106.08%

※ 普通徴収には、併徴（給与特別徴収と普通徴収の併用）を含みます。

2 当初賦課調定額の主な増減要因

	令和 7 年度	令和 6 年度	調定額への影響
給与所得の増加	給与所得・税率 6% 595 億 6,634 万円	給与所得・税率 6% 588 億 61 万円	(+) 約 4,594 万円
公的年金所得の増加	雑所得・税率 6% 79 億 6,411 万円	雑所得・税率 6% 75 億 7,709 万円	(+) 約 2,322 万円
寄附金税額控除の増加 (寄附金税額控除の約 99%がふるさと寄附)	寄附金税額控除 7,645 万円	寄附金税額控除 6,878 万円	(-) 約 767 万円
【税制改正】定額減税の対象者変更 (控除対象配偶者以外の同一生計配偶者:6,000 円)	控除額:6,000 円 25 万円	控除額:6,000 円 1 億 9,754 万円	(+) 約 1 億 9,729 万円

【参考】浜田市民が申告した「ふるさと寄附（支払額）」の影響額について

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
寄附人数	1,045 人	1,457 人	1,828 人	2,226 人	2,377 人
寄附金額	8,547 万円	1 億 1,625 万円	1 億 3,301 万円	1 億 5,141 万円	1 億 6,874 万円
寄附金税額控除	3,689 万円	5,042 万円	5,982 万円	6,878 万円	7,645 万円

※ 上記の人数及び金額には、浜田市民が浜田市へ行った「ふるさと寄附」も含まれます。（内訳不明）

3 納税通知書発送日 令和 7 年 6 月 11 日（水）

4 相談窓口開設日程・場所

期間	時間	場所
6 月 13 日(金) ～ 6 月 26 日(木)	午前 9 時 ～ 午後 5 時	本庁舎 2 階 税務課窓口

浜田市人口状況(2月末現在)

令和7年7月2日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
2月末	22,924	24,733	47,657	280	433	713	23,204	25,166	48,370	49,476
1月末	22,985	24,787	47,772	276	437	713	23,261	25,224	48,485	-
増減	△ 61	△ 54	△ 115	4	△ 4	0	△ 57	△ 58	△ 115	△ 1,106

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	2月末	1月末	増減
日本人	24,243	24,295	△ 52
複数国籍	123	122	1
外国人	528	528	0
合計	24,894	24,945	△ 51

前年比 25,233 - △ 339

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	2月末	1月末	増減	2月末	1月末	増減
浜田	36,101	36,192	△ 91	18,600	18,644	△ 44
金城	3,742	3,749	△ 7	1,815	1,819	△ 4
旭	2,338	2,341	△ 3	1,221	1,220	1
弥栄	1,046	1,047	△ 1	605	605	0
三隅	5,143	5,156	△ 13	2,653	2,657	△ 4

4.異動事由別増減(2月1日～28日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	84		1	13	98		126	3	2	82	213

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 △8 転出等 26 出生 △3 死亡 △13)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月まで 累計	前年差	合計
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85		1,230	△ 133	1,230
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131		1,307	△ 121	1,307
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	0	△ 77	△ 12	△ 77
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13		223	3	223
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82		872	62	872
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	0	△ 649	△ 59	△ 649
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	0	△ 726	△ 71	△ 726
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	1,363	△ 89	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	1,428	13	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	△ 65	△ 102	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	220	△ 33	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	810	△ 87	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 590	54	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 655	△ 48	△ 1,034
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,452	--	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	1,415	--	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	37	--	△ 239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	253	--	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	897	--	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 644	--	△ 689
	①+②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 607	--	△ 928

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(3月末現在)

令和7年7月2日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
3月末	22,749	24,562	47,311	299	438	737	23,048	25,000	48,048	49,096
2月末	22,924	24,733	47,657	280	433	713	23,204	25,166	48,370	-
増減	△ 175	△ 171	△ 346	19	5	24	△ 156	△ 166	△ 322	△ 1,048

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	3月末	2月末	増減
日本人	24,139	24,243	△ 104
複数国籍	122	123	△ 1
外国人	555	528	27
合計	24,816	24,894	△ 78
前年比	25,130	-	△ 314

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	3月末	2月末	増減	3月末	2月末	増減
浜田	35,816	36,101	△ 285	18,517	18,600	△ 83
金城	3,725	3,742	△ 17	1,813	1,815	△ 2
旭	2,324	2,338	△ 14	1,214	1,221	△ 7
弥栄	1,040	1,046	△ 6	607	605	2
三隅	5,143	5,143	0	2,665	2,653	12

4.異動事由別増減(3月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	318		8	18	344		581	2	1	83	667

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 241 転出等 453 出生 5 死亡 1)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月まで 累計	前年差	合計
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	1,556	△ 90	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	1,891	△ 142	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	△ 335	52	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	241	△ 2	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	955	65	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 714	△ 67	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 1,049	△ 15	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	1,646	△ 198	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	2,033	△ 50	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	△ 387	△ 148	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	243	△ 40	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	890	△ 82	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 647	42	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 1,034	△ 106	△ 1,034
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,844	--	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	2,083	--	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	△ 239	--	△ 239
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	283	--	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	972	--	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 689	--	△ 689
	①+②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 928	--	△ 928

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(4月末現在)

令和7年7月2日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
4月末	22,786	24,530	47,316	324	437	761	23,110	24,967	48,077	49,138
3月末	22,749	24,562	47,311	299	438	737	23,048	25,000	48,048	-
増減	37	△ 32	5	25	△ 1	24	62	△ 33	29	△ 1,061

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	4月末	3月末	増減
日本人	24,221	24,139	82
複数国籍	122	122	0
外国人	579	555	24
合計	24,922	24,816	106
前年比	25,241	-	△ 319

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	4月末	3月末	増減	4月末	3月末	増減
浜田	35,871	35,816	55	18,605	18,517	88
金城	3,715	3,725	△ 10	1,810	1,813	△ 3
旭	2,317	2,324	△ 7	1,225	1,214	11
弥栄	1,042	1,040	2	610	607	3
三隅	5,132	5,143	△ 11	2,672	2,665	7

4.異動事由別増減(4月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	422		3	20	445		337	1	1	77	416

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 99 転出等 △245 出生 2 死亡 △6)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月まで 累計	前年差	合計
令和7年度	転入等	425												425	△ 13	425
	転出等	339												339	△ 3	339
	①社会増減	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	△ 10	86
	出生	20												20	△ 2	20
	死亡	77												77	1	77
	②自然増減	△ 57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 57	△ 3	△ 57
	①+②	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	△ 13	29
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	438	△ 31	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	342	△ 38	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	96	7	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	22	△ 1	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	76	11	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 54	△ 12	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	42	△ 5	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	469	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	380	--	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	89	--	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	23	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	65	--	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 42	--	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	47	--	△ 1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

高齢者補聴器購入費助成の申請状況について

- 1 助成対象者
 - ・両耳の聴力レベルが 40 dB 以上 70 dB 未満の者（中等度難聴者）
 - ・市町村民税非課税者
- 2 助成額 25,000 円／1 件あたり
- 3 申請状況（6 月 23 日現在）

相談件数	申請件数	うち認定件数	うち取下件数
13 件	7 件	6 件	1 件

※申請待ち 3 件

※対象とならなかった者 3 件（課税者 2 件、聴力対象外 1 件）

带状疱疹ワクチン接種状況について

令和 7 年 4 月から開始された带状疱疹ワクチンの接種状況についてお知らせします。

- 1 対象者及び接種者数（令和 7 年 5 月末現在）※接種者数は延べ回数

令和 8 年 3 月 末年齢	対象者数	接種者数 （生）	接種者数 （組換え）	接種者数 合計
65 歳	662 人	9 回	31 回	40 回
70 歳	685 人	10 回	45 回	55 回
75 歳	937 人	16 回	45 回	61 回
80 歳	477 人	10 回	25 回	35 回
85 歳	492 人	10 回	20 回	30 回
90 歳	387 人	4 回	16 回	20 回
95 歳	204 人	1 回	3 回	4 回
100 歳	49 人	0 回	0 回	0 回
100 歳以上	80 人	1 回	1 回	2 回
合計	3,973 人	61 回	186 回	247 回

マイナンバーカード更新状況について

1 マイナンバーカードの有効期限について

マイナンバーカードの有効期限は、成人（※）の場合、カード発行から 10 回目の誕生日までとなっています。未成年の場合は 5 回目の誕生日までとなっています。

また、電子証明書の有効期限は年齢に関わらず発行から 5 回目の誕生日までとなっています。

マイナンバーカードと電子証明書の更新手続は、有効期限の 3 か月前から住所地の市区町村窓口にて行うことができます。

なお、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の 2 か月から 3 か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されます。

※成人の規定に関する民法改正により、R4. 4. 1 以降、20 歳から 18 歳に取り扱い変更がされています。

2 マイナ保険証の有効期限について

マイナ保険証は、電子証明書の有効期限が切れた場合でも、3 か月後の月末までは利用が可能となります。

また、マイナ保険証としての有効期限が切れる前に、申請を不要として資格確認書が交付されます。

3 マイナ保険証の登録率・利用率について（浜田市国保・後期）

	浜田市		全国健康保険
	国民健康保険	後期高齢者医療制度	
登録率	77.68%	75.00%	—
利用率	48.87%	37.72%	31.57%

※令和 7 年 3 月末時点